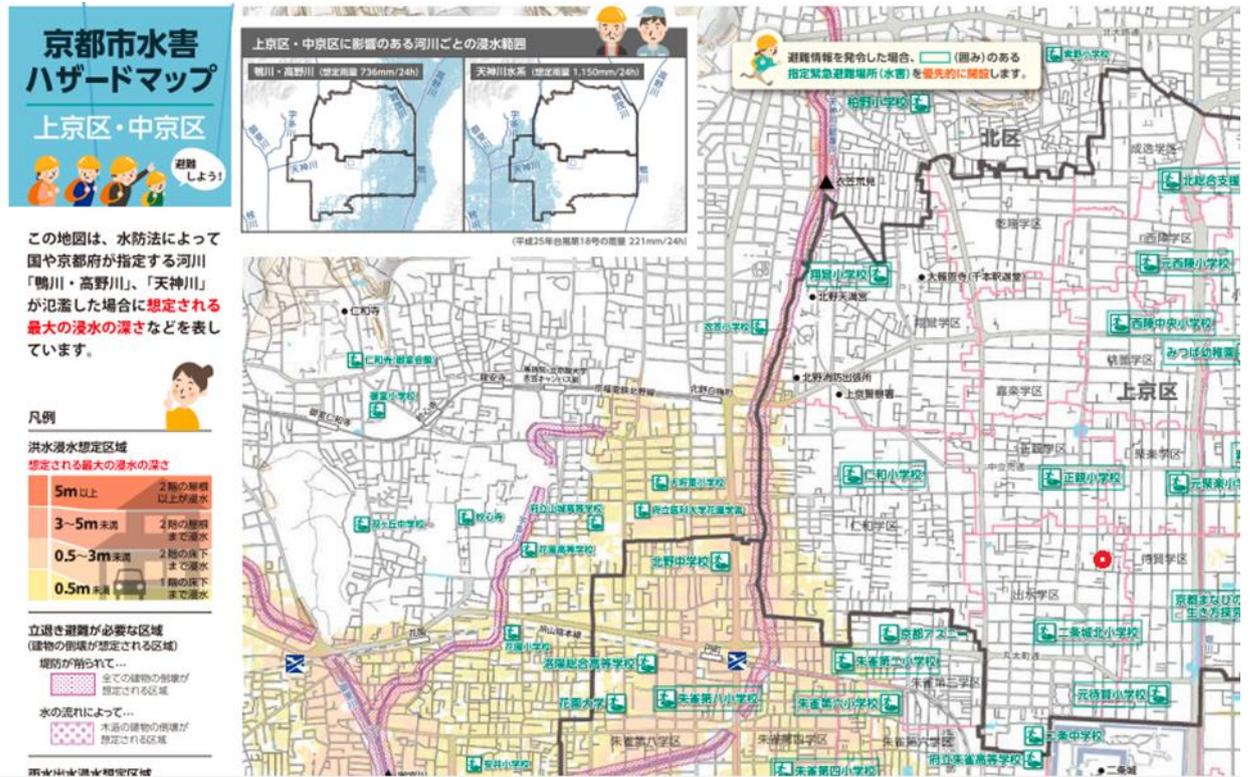


2 浸水想定区域



事業所の場所を○で示す。浸水想定区域には当たらない。

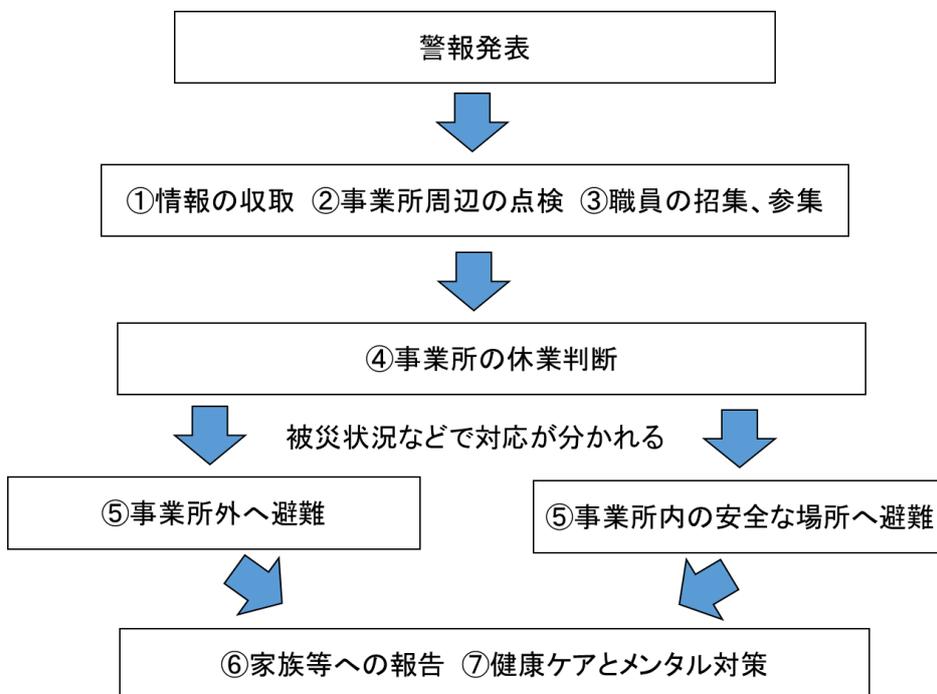
指定避難所は二条城北小学校となる。

【非常災害時の対応】

1 風水害対策

気象情報などで危険の接近を知ることができ、事前の準備ができる災害。

災害時のフローチャート



①情報の収集

- ・インターネットなどによる大雨や台風に関する気象情報に注意する。
- ・警報は急に発表されることも多いため、常時、気象情報に気をつける。

②施設周辺の点検

- ・施設周辺を定期的に見回り、風雨の状況や物が飛んでいないかの注意をする。
- ・風雨の激しい段階では、見回りを一時控えるなど、職員の安全にも配慮する。

③職員の招集、参集

- ・管理者が不在の場合は、結ノ歩訪問看護ステーションの所長に判断を仰ぎ、職員を招集する。
- ・連絡がとれなかった職員があった場合には管理者に報告する。その職員には、管理者が引き続き連絡をとる。

④事業所の休業判断

- ・収集した気象情報や被災の状況に基づき、適切に臨時休業の判断を行う。
- ・大雨等での送迎が危険と判断した場合は、帰宅予定時間の1時間前までにご家族へ連絡をとり、事業所待機又はご家族の判断にて、お迎えをお願いする。

当日の対応

- ・利用者が家を出る前に休業の連絡をするようにする。

- ・開始後に休業決定をした場合の利用者の帰宅方法や家族などに対する引き受けの要請については、気象状況等を十分考慮し、判断する。
- ・家族等への引き渡しは、家族などが勝手に連れ帰ることがないように、職員立会いのもとで利用者や引受人の氏名、引き渡し時刻を記録するようにする。

⑤避難

- ・市や県の防災担当課、消防その他の防災関係機関から避難に関する情報を得たときや事業所周辺で少しでも異常現象を見つけたときには避難を決定する。
- ・市の防災関係課等から河川の増水状況や近隣の被害状況等を入手し、最も安全と思われる避難場所や避難経路を選ぶ。
- ・市からの避難準備情報が出る前に自主避難するときは、避難所の使用が可能かどうかを市の防災担当課等に確認する。
- ・避難指示にあたっては、早口をさげ落ち着いた口調で、同一内容を2回程度繰り返し行い、パニック防止に努める。
- ・事業所職員が不足している場合、地域の協力者や関係事業所の協力も得て避難する。
- ・負傷者の応急手当を実施し、状態によっては早めに消防へ連絡する。
- ・ブレーカーの切断など、2次災害は発生の防止措置をとる。

⑥家族等への報告

- ・災害用伝言ダイヤルサービスなど、事前に定めた災害時の連絡方法により、家族等に利用者と事業所の状況を伝える。

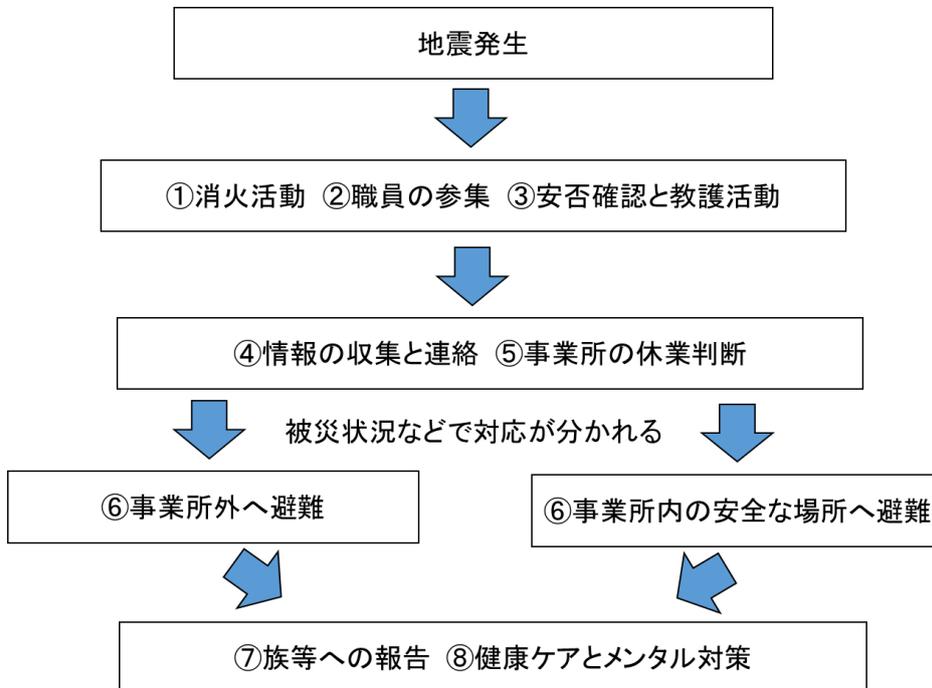
⑦健康ケアとメンタル対策

- ・利用者の健康状態や精神状態を確認し、体調管理や不安感の軽減に努めましょう。
- ・心身の変調がしい利用者に対しては、嘱託医、かかりつけ医に相談し、医療機関への受け入れ要請が必要か、早期の検討を行う。さらに、医療機関の受け入れが困難な時は、市や県などの関係機関との調整を行う。

2 地震災害対策

風水害と異なり、予測が困難な中で備えが必要となる災害。

災害時のフローチャート



①消火活動

- ・火元付近にいる職員は、揺れが収まったらすぐに「火の始末」をするとともに、ガスの元栓を閉め、火災を防止する。
- ・出火を発見したら、揺れが収まり次第、直ちに消火活動を開始しましょう。消火できない場合は、消防に連絡するとともに、利用者の避難が必要かどうか、判断する。

②職員の参集

- ・職員は自身と家族の安全が確保された後、参集基準により、自発的に参集する。

③安否確認と救護活動

- ・直ちに利用者、職員の安否（点）を確認する。
- ・負傷者の応急手当を実施し、状態によっては早めに消防へ連絡する。

④情報の収集と連絡

- ・施設の破損状況や施設周辺の危険性について確認する。
- ・インターネットなどで地震の震源地や規模、余震、津波情報、周辺の被害状況や交通状況など、必要な情報を収集する。
- ・職員間で十分な意思疎通や情報の共有化が図られるよう、ホワイトボードや掲示板に被害情報などを記入する。
- ・災害の正確な情報を伝えて、利用者の動揺や不安を解消するとともに、避難の準備など適切な行動が取れるようにする。

- ・施設が被災した場合には、消防や市の防災担当課等に応援を要請するとともに、必要な指示をうけましょう。また、施設の被災状況は、市の子育て支援推進課又はこども福祉課にも速やかに連絡する。

⑤事業所の休業判断

- ・収集した情報や被災の状況に基づき、適切に臨時休業の判断をする。
- ・利用者が家を出る前に休業の連絡をするようにする。
- ・開始後に休業決定をした場合の利用者の帰宅方法や家族等に対する引受けの要請については、状況等を十分考慮し、判断する。
- ・家族等への引渡しは、家族等が勝手に連れ帰ることがないように、職員立会いのもとで利用者や引受人の氏名、引渡時刻を記録するようにする。

⑥避難

- ・避難先や避難経路の安全を確認する。
- ・避難は、施設の立地状況や被害状況により異なります。市の防災担当課、消防その他の防災関係機関からの情報や周辺の状況なども含め、総合的に判断する。
- ・避難誘導については、放送設備の使用以外にも、視覚障害者や時覚障害者等も考慮した方法も検討する。
- ・避難指示にあたっては、早口をさげ落ち着いた口調で、同一内容を2回程度繰り返し行い、パニック防止に努める。
- ・施設職員が不足している場合、地域の協力者の協力も得て避難するようにする。
- ・負傷者の応急手当を実施し、状態によっては消防へ連絡する。
- ・ブレーカーの切断など、2次災害発生の防止措置を行う。
- ・余震についても十分注意する。

⑦家族等への報告

- ・災害用伝言ダイヤルサービスなど、事前に定めた災害時の連絡方法により、家族等に利用者と施設の状況を伝える。

⑧健康ケアとメンタル対策

- ・利用者の健康状態や精神状態を確認し、体調管理や不安感の軽減に努めましょう。
- ・心身の変調がしい利用者に対しては、嘱託医、かかりつけ医に相談し、医療機関への受け入れ要請が必要か、早期の検討を行う。さらに、医療機関の受け入れが困難な時は、市や県などの関係機関との調整を行う。